

議案第10号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(265の6) 略

(265の7) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書 1件につき420円

イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第4条第3号に規定する漁獲証明書等 1件につき420円

(265の8) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定 1件につき10,400円

(266)～(328) 略

2 略

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(265の6) 略

(266)～(328) 略

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日前になされた農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書（大韓民国向け輸出水産動物等、台湾向け輸出貝類及び中華人民共和国向け輸出活水産物に係るものに限る。）及び同条第3号に規定する漁獲証明書等の発行に係る申請については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第265号の7に規定する手数料は徴収しない。